

Q & A

R7.9.4時点

【対象者・就業条件】

Q

従業者が調布市民ではないが補助対象となるか。

対象になります。

Q

申請時点で退職している場合は対象外となるか。

補助の対象外になります。

Q

3か月の就業継続や3か月の就業平均時間の算出において、複数の事業者、複数の事業所での就業歴を合算できるか。

合算可能です。他社であれば、就業証明書等を取り寄せいただくなど、複数事業者・事業所での就業記録が確認できれば通算できます。

なお、事業所は市内の介護サービス事業所に限りますのでご注意ください。

Q

非常勤の職員も対象となるか。

申請日から遡って3か月間の就労時間が、週平均 25 時間を超過していれば非常勤の職員も対象となります。

Q

外国人労働者や派遣職員は対象となるか。

直接雇用されている職員が対象となります。

Q

産休などで休んでいた期間も3か月の就業継続に含まれるか。

含まれます。

【資格取得日】

Q

研修の終了日(資格取得日)はいつですか。

修了証書に記載された修了日をもって資格取得日とします。

Q

介護福祉士の資格取得日はいつですか。

介護福祉士登録証の登録年月日をもって資格取得日とします。

【補助対象経費】

Q

登録免許税(印紙代)以外に対象外となる経費はなんですか。

入学金、交通費、支払いに係る手数料等は対象外です。

Q

補助対象経費も申請の前年度までにかかったものが対象となりますか。

前年度までに修了・取得した研修等に係る経費が対象となるため、前年度以前にかかった経費も対象にすることができます。

Q

一部費用に他の補助金や公的制度を受けたが、残額分でこちらの補助金を申請することは可能か。

できません。交付後に、都や他自治体・団体からの補助や公的制度を受けていることが判明した場合、交付を取り消し、交付した補助金を返還していただきます。

Q

他の補助金や公的制度で対象外となった（申請しなかった）
「経費」について、こちらの補助金を利用することは可能か。

他の補助金・公的制度の活用状況は、「経費」ごとに確認するのではなく、「研修」・「資格」ごとに確認します。既に、他の補助金・公的制度を活用した研修・資格は、一律、市の補助対象外となります。

【研修・資格】

Q

一人で複数の研修・資格の補助を受けることは可能か。

可能です。一人につき、各研修・資格は各1回に限り、補助を受けられます。

Q

各研修・資格がセットになったものを受けたが対象になるか。

対象になります。内訳が分かる書類（領収書等）を添付してください。

Q

通信講座は対象になるか。

対象になります。

Q

調布市福祉人材センターが開催する初任者研修は対象になるか。

対象になります。

【補助金額の算出】

Q

1,000円未満の切り捨ては、どのタイミングで行えばよいか。

該当する介護従業者が受講・取得した研修・資格ごとに行ってください。

ex.) A職員のB研修にかかる経費の合算で実施

【添付書類】

Q

領収書を紛失したが申請できるか。

領収書は必要です。再発行等によりご用意ください。

Q

口座振込や払込取扱票、クレジット払いのため、領収書がない場合はどうすればよいか。

原則、領収書が必要となるため、支払い先への領収書の発行を依頼してください。入手が困難な場合は、宛名・金額・支払日・支払者・但書等が分かる書類の添付でも構いませんが（要相談）、補助対象の研修・資格、経費であることが確認できる書類・明細を添付してください。

【その他】

Q

申請から入金までどれくらいかかるか。

概ね1か月程度です。申請の集中や書類の不備等がある場合は、さらに時間要する場合があります。

Q

今年度限りの補助金か。

未定です。執行状況や要望、予算の都合等を勘案して判断します。

Q

補助の対象となる研修・資格を増やす予定はあるか。

今年度中に増やす予定はありません。来年度以降も継続する場合、予算の都合や要望等を勘案して判断します。